



ほうかつだより

回
覧

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、**さまざまな困りごとに対して、関係機関や専門機関等と連携し、高齢者の皆さんを支える機関**です。地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢者のみなさんを支援します。



ではこんな仕事をしています。

①さまざまな相談事（総合相談）

○高齢者の方やその家族、地域で気になる方の**健康・福祉・介護**などのお悩みや困りごとの相談に対応します。

②介護や健康のこと

○事業対象者、要支援1・2の方を対象に**自立支援、介護予防を目的に支援**を行います。その他、健康維持や介護予防の為の教室や地域の通いの場を案内します。



③権利を守ること

- 認知症等のため財産の管理や日常生活の契約について不安がある方へ**成年後見制度**の利用を支援します。
- 虐待**が疑われるときは、ご連絡ください。早期に発見し第三者が介入することで虐待の深刻化を防ぐことができます。
- 消費者被害**にあわないための情報提供や被害にあわれた場合は警察や消費生活センターなどと協力して対応します。



④暮らしやすい地域のために（包括的継続的ケアマネジメント）

○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の**様々な関係機関と連携**するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた支援を行うために、**ケアマネジャーに対する支援**等を行うものです。

お困りの際はご相談ください！裏面に相談先を記載しています。

次回、7月号では『地域包括支援センターの業務内容』についてお伝えします。